

令和3年度都市計画税の用途について

都市計画税は、地方税法702条第1項の規定により、都市計画事業等（街路事業、土地区画整理事業など）に充てるための目的税として課税しています。

令和3年度当初予算における都市計画税の充当状況については、以下のとおりです。

都市計画税予算額

1,001,964 千円

(単位:千円)

区 分	令和3年度 当初予算額	一 般 財 源	
			うち都市計画税
街 路 事 業	572,976	117,795	90,171
土 地 区 画 整 理 事 業	175,512	42,312	32,390
地 方 債 等 償 還 額	1,148,804	1,148,804	879,403
合 計	1,897,292	1,308,911	1,001,964